

第3回盛岡市新市庁舎整備審議会（会議録要旨ホームページ公開）

1 開催日時 令和5年7月27日（木） 13：30～16：00

2 開催場所 プラザおでって3階大会議室

3 出席者

(1) 委員 11名（欠席2名）

倉原宗孝会長、福留邦洋副会長、赤坂岳史委員、浅沼清一委員、宇佐美誠史委員、落合昭彦委員、小山田サナエ委員、小枝指好夫委員、駒井元委員、今野紀子委員、高橋悟委員

※ 菊池透委員、中島清隆委員は欠席

(2) 一般傍聴者 1名

(3) 報道関係者 7社

(4) 事務局

佐藤総務部長、立花総務部次長、滝村都市整備部次長（都市整備部長代理）、白石総務部次長兼情報企画課長、鈴木参事兼管財課長、小林財政課長、齋藤都市計画課長、鈴木企画調整課長、遠藤新市庁舎整備室長、早坂新市庁舎整備室副主幹、小野寺新市庁舎整備室主任

4 会議の概要

別添1 会議発言要旨のとおり

《別添 1 会議発言要旨》

(進行)

予定の時刻となりましたので、ただいまから、第 3 回盛岡市新市庁舎整備審議会を開会します。本日の会議は、委員 13 人中 11 人と、半数以上の出席がございますので、盛岡市新市庁舎整備審議会条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、成立するものであります。

それでは、同条例に基づきまして、会議の議長を会長にお願いいたします。

(会長)

それではさっそくですが、次第 2 の報告を事務局からお願いします。

(事務局)

別添事務局説明要旨 1 のとおり説明

(会長)

事務局の説明について、御質問御意見がありましたらお願いします。これは報告ということでしょうか。

では議事に移ります。(1)現市庁舎の現状と課題、資料 3 の説明をお願いします。

(事務局)

別添事務局説明要旨 2 のとおり説明

(会長)

現状と課題について、御質問御意見がありましたらお願いします。

(委員)

前回もお話をさせていただきましたが、素案はあくまでも現状ということですが、人口の推移など現状の数値と新市庁舎が建つであろう 10 年程後の推移は、変わってくる数値になると思いますので、変更が見込まれる数値で分かっているものや市の施策の目標値も変わるものもあると思いますので、そういった数値も規模や機能に影響がありますので、載せていただくとうよろしいかと思えます。

(会長)

前回もそういった御意見がありましたね。事務局から御説明いただいたのは、現在の状況で、今だからこそ言える少し先のことも載せるべきではないかということです。想定できることと読みづらけれどもこういうことも考えられるということではトーンが変わりますが、可能な限り載せていただくということではよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。検討してまいります。

(会長)

では、御意見をぜひ生かしていただければと思います。次は、(2)新市庁舎の基本理念と基本方針です。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

別添事務局説明要旨3のとおり説明

(会長)

事務局から説明があったとおり、あくまでもたたき台ということです。御質問御意見をお願いします。

(委員)

基本方針の(2)防災拠点についてですが、地震や停電はどこにあっても対策は同じですが、秋田市の洪水を見ても、洪水になるとその場所に人が行けないということがあります。24時間どこにいるか分からないのに、洪水が発生した場合に、災害対策本部を設置してそこに人を集めるということができないことが考えられますので、洪水対策は重要だと思います。線状降水帯はどこでも発生します。盛岡は川が集まってくる場所ですし、そういったことを場所選定の際には重要な課題として考える必要があると思います。

(会長)

しっかり議論して検討しなければなりません。一方で、ハード面だけではなくソフト面の両方で考える必要がありますし、リスク分散がよいのかなど議論が必要です。そのあたりのことはしっかりと認識する必要があるということによろしいでしょうか。

他皆様からいかがでしょうか。

(委員)

資料を読むと、あくまでも例ということではありますが、そもそもの市役所の業務を上手く進めていくという視点が少ないと思います。例えば入札で事業を発注する際にも「提案書を持参または郵送」と書いてあって、紙でやっています。DXなどがせっかくあるので、市役所職員が業務をスムーズにできるということを入れてほしいと思います。資料には市民向けのことは入っていますが、市役所職員の業務が進むことも大事なので、そういったことを入れていただくとよいと思います。

(会長)

事務局に御検討をお願いします。

(委員)

進め方の確認ですが、基本構想と基本理念は一緒にお話ししてよろしいでしょうか。

(事務局)

まとめてお話いただいて結構です。

(委員)

資料4について、5つのコンセプトの例示がありましたが、幸せ創造拠点、新しい、やさしい、安心、デザインというような言葉は、人によってイメージが変わりますので、幸せの

創造といっても、働く場所が増えたり、教育が行き届くということだったり、いろんな観点があります。そういった観点とは何かということが入るとよいと思います。それから、「おでんせ」とは「ようこそ」という意味だと思いますが、開けたまちということだと思いますので、重複している部分があるように思います。せっかくコンセプトを5つに分けるなら、具体的なイメージをして重複しないように分類するとよいと思います。100年先のシンボルについても、100年後も使い続けられるものなのか、100年後に歴史的遺産としてイメージさせるものかによってシンボルの意味合いが変わりますので、どちらの意味なのか、もしくは両方の意味なのか、といったところも加味されるようなコンセプトになるとよいと思います。それから、基本理念の「幸せ創造のためのまちづくり拠点であり続ける庁舎」ですが、盛岡市の総合計画では、「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」という素晴らしい言葉があり、ここで意味することはほぼ同じ内容です。それなら、いろんな言葉を作るのではなくて、総合計画の拠点ということでもよいのかなと思います。総合計画では、資料にある説明の内容がすべて記載されていますので、あえて新たなものを作るよりも、今の総合計画を生かすための庁舎だというほうが分かりやすいと思いますし、今後やこれまでの計画をシンプルに表現しているのです、そういった形がよいのではないかと思います。

それから、基本方針の表現のところ、DX/GXの表現について、アルファベットの文字は誤解を与えやすく、分かりづらいということがあります。個人的には改革/変革の拠点ということでもよいのではと思います。変革や改革はDやGが入るからではなく、人それぞれ、組織が変わるとかいろんなことで行っていくことですし、今後デジタルが進めば別の変革をしなければならず、その別の変革に対応していくためにはDとかGという頭文字が無くてもよいのではないかと思った次第です。

(会長)

なるほど。先ほど事務局から、DX/GXは同じ項目でよいのかといった話がありましたが、変革/改革ということばで並べると収まるなと思いつつ、DXとGXは同じ項目でよいのでしょうか。

(委員)

変革/改革とすると同じ並びになると思いますが、やはりDXにしてもGXにしても、GXでデジタルを使わないのかと言えばそうではないので、デジタルやデータを使ってGの部分CO2の状態などを測れるからこそ、よりよいGXの実現につながったり、どちらかというとGXの方が上位になり、Dは基盤的というかツールの部分になると思います。それも今までできていたことを自然に優しいかたちでやっていきましょうという考えであれば同じでもよいのかなと思います。ただ、DとかGとかアルファベットを先頭にしてしまうと、細かく分けて考えなければならないのかなと思います。今後の変革/改革拠点というようなこと

であれば分けなくてもよいのかなと思ったしだいです。

(会長)

どちらかというとな変革/改革というとな上位で、DX/GXは機能というような細かい概念ですよね。

(委員)

はい。どちらかというとなツールというような概念になると思います。

(会長)

それから、もう一点、個人的な考えですが、総合計画があるのだから言葉を作る必要がないのではという御意見は、そうだなと思いつつ、あえて言うなら総合計画は10年とか先の計画になり、庁舎はもっと長いものとなりますので、そういった意味で別の考えを含めるのもありかなと思ったところでは。

(委員)

基本理念についてですが、「幸せ」というのはすごく曖昧だと感じました。資料の中に「持続」という言葉があります。大規模災害や気候危機など、いろいろなことに影響してくると思いますが、やはり、持続可能な社会ということがポイントになると思っています。いかに持続可能な社会を長く続けるかということが大事だと思いますし、そのような言葉が入るとよいと思いました。基本理念は、結構皆さんに大きくアピールする大事なところだと思います。

(会長)

持続可能なサステナブルな概念は、確かに出てきていないですね。あと優しさや幸せといったことも具体的にする必要がありますし、議論の中でだんだん明確にできればと思います。どうしても口当たりの良い、新しいとか優しいとか、でもそれって何なの、となると難しいので、皆で尽き詰めていければと思います。

(委員)

5つのコンセプトの文言は、昨年の市民会議のワーキンググループの中で話したものをほとんどそのまま使っていただいているものです。市民会議の雰囲気としては、学生など若い方もたくさんいて、他の人の意見を否定しないというルールの中でまずは多様な意見を出してみようということで話し合いました。「幸せ創造拠点」というのは、私が入った班のもので、文言だけ見ると何なのか見えにくいというのはそのとおりだと思いますので、市民会議の内容やこうしたコンセプトに至った経緯は資料がありますので、そちらを見ていただくとありがたいです。ただ、もちろん、市民会議で決めたコンセプトをそのまま落とし込むものではないと思いますので、そのあたりは委員の皆様の御意見を反映させたかたちでやるとよいのかなと思いました。

それからもう一点、基本方針の防災拠点についてですが、想定される機能に「一次避難の受け入れや備蓄保管設備」という文言がありますが、新市庁舎に必要な機能であるとは思いますが、必ずしも文言として残して強調するものではないと思います。私は消防団に入っておりまして、防災の取組を行っておりますが、基本的には一次避難者の受け入れは、第一時的には指定されている避難所になろうかと思っております。ですので、一番身近なのが新市庁舎ということであればそれらを受け入れる体制も必要かと思っておりますが、基本方針の中に入れてまで機能を充実させるというのは順番が違うのかなと思っております。むしろ、せっかく指定している避難場所があるわけですから、そういったところがきちんと機能することが優先だと思いますし、備蓄保管設備についても、市庁舎以外にも指定の保管場所がありますし我々も点検しています。ですから、どうしても限られた場所になりますので、市庁舎内にも必要かと思っておりますが、平時には死に場所になってしまうという恐れもありますので、そういうスペースを大々的に設けるのも考え物で、むしろすでに整備されているシステム、場所がありますので、機能としてゼロでよいとは言いませんが、強調するほどではないと思います。

(委員)

防災拠点の話がありましたので、基本方針の防災拠点についてですが、エリアとの関係を検討していく上で、浸水想定があつて実際に浸水したとしても新市庁舎で指揮系統を執りながら市民の安全のために様々な活動をしていくという前提なのか、もしくは浸水エリアはなるべく避けて、浸水しないところを選ぶのかということでも防災拠点の考え方が変わります。先ほどの江戸川区の資料にもありましたが、浸水しても機能が維持できる新市庁舎を作っていくのか、しっかりと審議会で判断をしなくてはならないと思います。それから、資料をいただいたときに、基本理念の「幸せ創造のためのまちづくり拠点であり続ける庁舎」というのを見て、唐突感を感じました。市民会議に参加されていた委員は、意見が集約される過程を理解されているので、自然に感じられたと思いますが、この審議会のベースとなるものを作る委員のほとんどがその流れを知らない段階ですので、市民会議を基にして事務局素案を作ってしまったてよいのかなということが疑問です。むしろ、審議会でこういうものを出していかなければならないのではないかと思います。時間がない中で事務局素案を今日御提示いただいたのはそれはそれでよいのですが、この部分は大事なので、やはり限られた審議時間の中でも、審議会委員の意見を集約する流れの中で議事運営を持っていく必要があるのではないかなと思います。市民会議のものからこれでよいですかと提示されたとは受け止めたので、唐突感を感じました。

(会長)

今後の議論に当たってはそのあたりも検討しながらと思います。

(委員)

最近の秋田の水害のニュースを見ていまして、他人事ではなく、いつでも県内で起こり得るという心配があります。「幸せ創造のためのまちづくり拠点」とあり、「幸せには生活の豊かさだけでなく、利便性や安全・安心といった意味も込められています。」と資料にあります。そこはすごく大事だと思います。防災拠点として、あらゆる災害への対応、市民の安全・安心を守る防災拠点ということは非常に心強いですし、これは市民の幸せにつながることで、非常に重要なことだと思います。そして、想定される機能の中に、情報通信設備が充実した災害対策本部とありますが、ここは、私は二重丸にも三重丸にも印をつけています。私の実家は釜石ですが、震災の時に盛岡でテレビを見ていまして、釜石の情報が入ってこないんです。あるテレビ局に電話をして、どうして報道されないのかと聞きましたら、海岸の近くの消防本部や警察署が流されたために情報が一切入ってこなくて報道できませんと言われました。あのような大津波が来るとはどなたも想定していませんでしたが、想定外のことは結構ありますので、そのような心配は幸せにはつながりませんので、情報設備、情報通信設備が充実した災害対策本部が大事だと思います。水害の時に高齢者や障がい者はどうすればよいのか、施設に入っている人はどうすればよいのか、職員がどう対応すればよいのか、ということが情報を通して知っていくことでそれなりの対応ができて、安心・安全につながっていくのだと思います。災害対策本部を十分に考えていただきたいと思います。

(会長)

幸せの一つとして、災害対策に関する情報は、大事だと思います。情報ということを見ると災害時のみではなく日常からいろいろな情報から幸せにつながることで、幸せを支えるための情報ということも考える必要があるのではと思いました。情報は決してデジタル化された情報だけではなく、むしろ触感のある直接の情報も大事ですし、そのあたりも含めて詰めていければと思います。

(委員)

コンセプトのところに、「歴史・文化・自然」と書いてありますが、盛岡は400年を超える歴史があり、特色のある文化を現代につなげてきた、そういった長い歴史が育んできたまちですので、そのような特色のある新市庁舎になってほしいと思います。基本方針の中に交流/情報拠点がありますが、これはこれでよいのですが、何か「らしさ」が無いのかなと思いました。新しいものを作るとしても、歴史を積み上げてきた盛岡ということがにじみ出るような、歴史の上でできているので、そういったことを表現できるとよいと思います。

(会長)

新しいものを作るだけではなく、積み上げてきたものも生かすということも大事かなと思います。それから、先ほどの基本理念の「幸せ創造」の部分ですが、難しいフレーズで事務局としてはたたき台ということでしたが、違和感があるという意見もありました。基本理念

の説明に「市は市民が幸せを実感し、その幸せを育んでいく役割を持っています」とありますが、市というのは、行政が市民の幸せを育む役割を持っているという意味ですか。個人的には、行政に自分の幸せを育ててほしいとは思いません。マイナスにする要素があれば取り除いてほしいとは思いますが、支援することはしてほしいけれども、自分の幸せは自分で考えたいというふうに思いましたが、皆さんいかがでしょう。それとも、行政ではなく、盛岡市というまちであり舞台は市民の幸せを支えていくという理解であれば分かるのですが、ここで言う市とは何を指しているのか、というのが一つ。それを考えると先ほどの例えば防災機能にしても、備蓄にしても、行政がやるよりもまずは自分たちでやるべきということは、行政機能として防災をやるべきなのか、それとも行政機能を生かしながら盛岡市という一つのまちとして整えるか、そのあたりの市という考え方を明確にしておかないと具体的な機能が揺れてしまうのではと思います。市とはどういう意図なのでしょう。

(事務局)

意識としては、行政であったことは間違いございません。ただ、会長が仰ったとおり、行政というのは、市民も含めた市の一つの部分であるということも間違いありませんので、意味合いとしては両方の意味を兼ねたいという希望はありますが、おそらく伝わる印象は行政という意味が強いのかなと考えております。

(会長)

市民としては、皆さんどう思われますか。幸せにしてくれるならもちろんそれがよいですが。

(委員)

市民会議の時の考え方としては、盛岡らしさという話が度々出まして、前回の審議会でもお話ししましたが、もちろんそれは個人によって考えているものは違うのですが、ただ一つ言えるのは、盛岡市というものをそれぞれが愛していて、新しい市庁舎には自分たちの想いを何らかの形で具現化してほしいという思いをもっていることは間違いありません。そういう意味で考えますと、幸せというものは個々の価値観によって変わりますが、私が市民会議に参加して感じたことは、こちら側が求める、例えば支援が必要だったり、助言を求められたときに市が適切にサービスを提供できるような、押しつけではなく市民自らが何かを行動するときにバックアップしていただけるような温かい行政サービス像を期待している方が多かったように思います。

それから、基本方針の「行政サービス拠点」ですが、想定される機能を例示いただいておりますが、私は行政書士として役所に行っていますが、行政書士会、司法書士会、税理士会などの専門士業の方に聞いてみますと、1から10までの行政機能を今後職員がすべて賄う時代なのかという話は共通しています。例えば、豊島区では、専門士業の先生方が輪番で詰め

る場所を区役所が用意してしまして、どうしても今後複雑化高度化していく市民の期待に、どこかで行政が100%責任をもって対応するのと言われてたら、私も防災ではありませんが、民間の力を借りるのも一つの方法ではないかと考えています。紫波町では行政書士会と連携協定を結んでいて、一部行政機能については土業の担当者が役所に詰めて対応することが8月から始まっています。この例に限らず土業と行政との連携が今後トレンドになってくると思います。地方行政職員も減らされてきた現状があつて、市役所の職員は忙しくて大変そうです。行政サービスにおいても連携機能、民間の力を借りるという場が市庁舎内にあつてもよいのではないかと、そういう土業の先生方からお話をいただきましたので、この場で紹介させていただきました。

(会長)

そういう意味では、民間の力を生かせる機能もあつてよいのではと思います。

(委員)

基本方針に入れるかどうかなのですが、市議会の意見にもありましたように将来世代への負担が少ないよというのとは、昨日も全国で人口減少になったというニュースが流れておりましたが、今後負担は厳しくなってくるでしょう。収入も下がってくるのは分かり切った話です。ネガティブな話はよろしくないかもしれませんが、コストは基本方針としてきちんと考えなければならないと思います。先ほど、サステイナブルという話もありましたが、コストや最小限の規模ということも基本方針に入れる必要があるのではないかと思います。防災の話もありましたが、重要になってくるのはコントロールが失われるかどうかということなので、災害対策本部が機能するかしないか、ただ、先ほどの意見のように、できない可能性はどこに行ったとしてもあり得るとなったときに、本庁舎だけが災害対策本部を備える必要があるのか、バックアップする機能があれば登庁も可能になるので、規模やコストを考えたときに、必ずしもすべてを本庁舎に集約する必要があるのか、代替策があるのではないかとこのことものの発想も大事だと思います。それから、民間について、交流/情報拠点のところに、共創、オープンイノベーションという概念があつてもよいのではないかと思いますので、そういったことを基本方針に盛り込めれば包含できるのではないかと思います。

(会長)

防災の話が出ていますが、何かありますか。

(委員)

随分と防災の話が出ているなと思って聞いていました。想定される機能の例示で違和感と言いますか、混乱を生じるなと思うことは、先ほどもお話がありましたが、一次避難のところでは、備蓄保管設備というものが資料にあります。混乱する原因は、市役所内部の災害対策本部の機能と被災者と接する機能が併記されてしまっていることだと思います。もちろん

ん、市全体としてはそういうことが必要ということではあります、両面を市役所本庁舎で担わなければならないのかというと、必ずしもそうではありません。また「災害時における官民が連携した情報発信機能」は、ハードの部分だと思いますが、市役所が災害対策本部として機能するには、市の担当職員が集まって活動して始めて対策本部となります。機能を担う職員が集まらないことには、入れ物は素晴らしくても機能しないということになります。災害対策本部機能や防災拠点は庁舎と別のところというお話もありましたが、水害を想定した場合に、本来の皆さんが期待する市の災害対策本部を別の場所に作るのはどうなのかなと思います。水害は早期の非難は指定避難場所ということになりますが、水平避難から、水害となると高いところになる垂直避難に変わります。災害対策本部が機能するには、江戸川区の例ではありませんが、逼迫した中でも本部としてやっていくという覚悟がないと、切羽詰まった段階で危ないから別のところに立ち上げましょうでは人の部分が追いついていかないことになります。また、行政で抜けていると感じるのは職員の備蓄ができていないということです。大震災のときに、宮城県庁などは災害対策本部を拡大して最後は県庁の講堂を本部にしましたら、食事やローテーションに必要な部分が整っていなかったという反省点がありますので、せっかく新市庁舎にするならば、職員が本部としてある程度従事し続けられる機能が必要で、例示の中に書くものではないかもしれませんが、そういうことをきちんとしておく必要がありますし、新市庁舎整備を機に考える必要があると思います。

また、先日、今の災害対策本部を見させていただきましたが、正直言ってすぐに災害対策本部が立ち上がる施設ではないと思いました。例えば地震でエレベータが止まると、本部を設置するための設備を別のフロアから持ってくる必要がありますが、膨大な時間がかかってしまいます。市の災害対策本部は速やかに始まるのが前提ですので、そういう意味では、職員がどの災害対策本部の機能を担うかを再整備し確認しながら作るということも、新市庁舎整備を機に考える必要があると思います。どんなに素晴らしいハードを作ってもそれに関わる職員が集まることができなければ絵にかいた餅になってしまいます。

(会長)

ぜひ生かしてほしいと思います。建物の老朽化のための新市庁舎ですが、早くやらなければならないのは防災ですし、そう考えると防災以外にもこれを機に考えなければならないことがあると思います。

(委員)

市役所に避難所というのは私もなじまないと思っています。やはり何かあったときは、市役所は行政の方々がいろんな対策に専念する場所であって、避難者に対応することにエネルギーを使うのは筋違いだと思います。一時的なものは兎も角として、そこを避難所として何日もというのはよろしくないと思います。それから、前回、江戸川区の資料をお願いして、

今日準備していただいてありがとうございました。この資料を見ると浸水を想定した資料であって、浸水地域にどのように市役所を建てればリスクを回避できるのかということが示してあると思います。想定されるリスクはある程度コストをかけて避けられると思います。このようなことが起きるといことが分かっている、対応するコストをかければよい。ただ、コストをかける案件なのかどうか問題なのであって、コストをかけても大事にしたいというのであればリスクは避けられると思います。ただし、そこまでコストをかけるものではないということであれば、それは避けなければならない。ある程度、浸水の場所であるということが分かっている、コストをかければある程度解決できることだと思います。

それから、一つ聞きたいのですが、ハザードマップに、盛岡駅西は概ね3メートルから5メートルの浸水想定と書いてありますが、四十四田ダムは貯水量を増やす計画が進んでいると思いましたが、そのようなものが完成した時に、今のマップは変更になるのでしょうか。

(委員)

今の御質問に関して、先日、三川合流地区合同視察というものに参加しました。雫石川と北上川が合流するところです。河川事務所から説明をしていただき、私も質問をしたのですが、一つは、消防署の裏のあたりは木が鬱蒼としています。増水した時にそれが合流地区に天然のダムを作ってしまうのではないかと、その可能性が非常に高い。増水した時に木が流されて三川合流地区に天然ダムをつくるのはほぼ間違いないだろうと、国土事務所さんも言っています。手は出せませんがリスクは高いと。そうするとハザードマップの想定区域は実はそれを想定した作りにはなっていないようで、もしそうなったときに流域の想定の高さは変わってくるという返事でした。ですので、マップもおそらく変わってくるのではと思います。

(委員)

マリオスの前は北上川の浸水を想定されていると聞いていました。北上川であれば四十四田ダムが機能してくると、今の浸水の高さが変わってくるのではないかと感じていたのですが、それとは関係のないリスクがあるということを知りました。ありがとうございました。

(事務局)

知っている範囲ですが、ダムの貯水量を一定程度確保するために堤体のかさ上げをしていると聞いております。下流域へのハザードの影響は今の時点では把握していないところです。

(委員)

今のは、外水、川の氾濫のことだと思いますが、線状降水帯による内水は、ハザードマップで想定が確認できるのでしょうか。

(事務局)

内水ハザードマップについても作られておりますが、盛岡の場合は全域ではなく、今も作業が進められており、盛南はまだできていないというところでございます。

(委員)

秋田市のように、水害は今の予測があてになるのか怪しいので、どこにいても起きるのではと思うしだいです。

(会長)

現状と課題という意味でも、線状降水帯などは数年後にはマップが全く変わるかもしれませんので、難しいですね。

(事務局)

補足させていただきます。秋田市は河川氾濫のほかに駅前などの市街地は内水が多かったと報道されております。盛岡市では内水ハザードマップというものがあまして、市の中心部と盛南地区について作っているのみです。

(委員)

盛南地区の水害の話が出ましたが、非常に関心があります。川がそばにある訳ではありませんが、内水としての氾濫が起こりうる地域だと感じておりますが、どこでどうなって誰が水害にあうか、想定できません。いずれにしても災害対策本部があって、情報設備、情報通信設備が充実されていればどこにあっても情報を得ることができ安心だと思いますので、災害対策本部にすべてをかぶせるのではなくて、私たちは情報によって安全安心を得ることができるのではないかと思います。

(会長)

理念と方針ということで意見をいただきました。今日の意見を踏まえて事務局で整理し、また議論したいと思いますが、最後に何か仰りたいことがあればいかがでしょうか。

(委員)

市が幸せをということについてですが、100%ではなくても、それなりのウェイトは占めると思っています。うちも高校生の息子がいますが、一月の医療費の上限ができました。これまでは中学生まででしたが、そのようなことも幸せの要素だったりしますので、市は市民のことを考えた施策をされていると思いますので、でもだからといって、すべて市に幸せを育ててもらおうということではもちろんありませんので、併用ということなのかなと思います。

(会長)

幸せの価値観を押し付けられるということではなく、そのための土台作りをしてくださいということですね。

(委員)

行政サービスと市役所の機能は違うと思います。医療費の問題は行政のサービスであって庁舎とは関係ありません。庁舎は手段ですので、そのようなことをやりやすくなる場所ということであって、幸せを求めるということは少し違うかなと。行政サービスの感覚で、市民は使いやすい市役所であれば幸せだと私は思います。

(委員)

施策をしっかり作りやすいという意味で大事なのであって、その結果行政サービスにもつながると思います。市役所の人たちが施策を作り上げていくことなどをやりやすくなってほしいし、市と民間の人がコンビで進めていくことも、市庁舎として使いやすくなればよいと思いますので、そういったことの延長線上に行政サービスがあるのだと思います。

(会長)

また、次回以降議論したいと思います。いろいろ貴重な意見がありましたので、事務局にまとめていただければと思いますが、どちらかというと、幸せって何だろうというような話が出て、前回は振り返ると機能や方針、理念を考えると、来なくてよい庁舎で、できるだけ無駄なものは省こうということだったと思います。オンライン化して外でできることは外に出していこう、それは決して市民から遠ざかるということではなく、庁舎から離れることによって市民に身近になるということになりますので。とは言っても、市庁舎になければできないこともあります。それはしっかり残しましょうという議論があったかと思います。少なくとも、その際に、今ある機能の外部化と集中で形態を変えるということですが、プラスするだけではなく、そのような形、仕組みを変えることによって既存にはなかった新しい機能が新市庁舎を考える上で出てくるのではないか、新しい機能とは、もしかしたら、外に出すことに加わるかもしれないし、あるいは新しい庁舎の中にも機能が備えられるかもしれないし、集中させる部分とDXを含めて外部化させることと、既存の機能に加えて新しい機能、新しい理念を今回の新市庁舎に加えていく、それに向けての議論と捉えてよろしいでしょうか。

(委員)

関連してですが、市役所の建物としてのハードと行政サービスの実現方法が混在していて、今手元に行政サービスの実現方法がないので、混乱する部分があるのかなと思っています。来なくてよいというのは、スマートフォンなどリテラシーがある方々にとってはオンラインでできれば来ない方がよい訳であって、それとは別に来なければならない人たちもいます。行政サービスの提供方法が情報として存在していないので、多様性をどうするかによって、建物の中に望む機能が絞られると思います。来なければならない人たちに手厚い庁舎であるべきで、来なくてよい人には徹底的にどうやって抑制していくかという目標があれば建物に対するフォーカスがあてやすくなるのではないかと思います。

(会長)

そうですね。そのへんが見えないと具体性が出てきませんね。今後検討していきたいと思っています。それでは、5分くらい休憩しましょう。

(事務局)

休憩前に恐縮ですが、少しだけ説明させていただきます。

資料4の1ページ目の基本理念の箱書き部分に5つのコンセプトを記載しています。これは市民会議で5つのグループから提案を受けたもので、今回、これをベースに素案としてお示したものです。5つのコンセプトをそのまま基本構想のコンセプトとして掲載するものではありませんので、お含みおきいただければと存じます。それから、少し唐突感がありましたことについては、資料の送付も遅れましたのでお詫びしたいと存じます。幸せの定義ですとか、行政サービスだけではなく、職員の目線でのという御意見をいただきましたので、持ち帰りまして内部でも整理したいと思います。それから、基本理念などは他市の例も参考にしているものですが、市によって、何に重きをおくかでかなり違っていています。抽象的な理念を掲げている市もありますし、実務的なことを掲げている市もあります。当市はどうかということも悩ましいと思っています。幸せについては、市民の方の幸せは行政が何かをという書きぶりになっていましたので、工夫が必要と思っていますし、今回は新市庁舎の基本構想ですので、市なのか市庁舎なのか、行政サービスなのか、市がもつ役割、定義の整理も必要ですので、検討してまいりたいと存じます。

*** (5分休憩) ***

(会長)

それでは、後半に入ります。(3)新市庁舎の規模について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

別添事務局説明要旨4のとおり説明

(会長)

現段階での考えということですが、御質問御意見があればお願いします。

(委員)

D Xの関係について、最終的には7つの庁舎を新市庁舎に集約するということですが、これは既定路線で、これを前提に進めるということによろしいでしょうか。

(事務局)

はい。ただし、都南分庁舎は、すべての機能が集約する訳ではなく一部は残るという想定

です。

(委員)

分かりました。良い悪いではないですが、前回の審議会で、なるべく来なくても用事が済むように、コンパクトにということが書かれていましたが、対面できめ細かに行うべき人も一定程度残るだろうということだったと思います。7か所の庁舎のうち、来庁者に特化した、どのような方に対してもゆっくりと、スペースもゆったりとれるような、市民と直接接すことに特化した庁舎を残すのも考え方としてはあり得るのかなと思います。金融機関は、なるべく人が来ない方向にシフトしていますが、一方で対面の場合は人目につかないところで対応するスペースがあったりしますので、市としても丁寧に接するべき市民とやりとりできるスペース、もしくは庁舎として残すという考え方もあるのかなと思います。

(会長)

そのような機能を満たすスペースが必要という考え方です。たしかに残すという考え方もあるのかなと思いました。

(委員)

保健所は本庁舎に入ったほうがよいのでしょうか。現状からみていかがでしょうか。

(事務局)

保健所とも話をしまして、集約の方向でという意向を聞いています。ただし、一部の機能は本庁舎に入らないほうがよいというものもありますので、今後詰めていかなければならないと考えております。

それから、先ほど都南分庁舎の話をしてしましたが、集約対象としない部署は都南総合支所でありまして、住民手続きなど地元の住民が利用する部署は残るというものでございます。

(委員)

支所は、市のいろいろな場所にあって手続きができますが、これからは通信技術を使って担当部署と相談するようなことができたりするのではないかと考えています。必ずしも本庁舎に行かなくても本庁舎の機能を支所でも受けられるというのはあるのかなと考えています。今後どのようなやり方で業務を行うかということも市庁舎の規模を考える上で大事な話になります。なかなかテレワークがどうのと言っても、今の段階では考えづらいなところだと思います。庁舎にどのような機能を持たせるかにもよりますので、今はこの数字なんだなというしかありません。議論が難しいところです。

(会長)

私の感想ですが、テレワーク率の10%はよいと思いますが、テレワークを今後どんどん進めるべき、あるいは進めるべきという部分と、一方で、有効に使いたいけれども難しいというような部署があるのだと思います。それを一緒に10%としてしまうとテレワークがう

まく進んでいるかどうかを測る目安としては、一緒にした10%というのは少し粗いのではないかと思います。2種類くらいに分けて判断する方法もあるのではないかと思います。

(事務局)

今回アンケートで、福祉部門などはテレワークが難しい、一方で事務系の部署はテレワークができるというデータが出ておりまして、そのようなことを把握した上での数字であります。

(会長)

そうしたことを分けた数字のほうが手がかりになるのではないかと思います。

(委員)

資料を読んでびっくりしたことがあります。総務省地方債同意等基準要綱というのがあります。特別職からその他職員までの面積がありますが、役職によって面積が決まっていることが馴染まないと思います。一般職員よりも役職職員の面積が必要という考え方が理解できません。むしろ現場で働く職員のほうが広い面積が必要なのではと感じております。前未来的な印象があります。総務省からの指導でこれを参考にしなければならないということであればやむを得ませんが、これからの庁舎を考えるとそれぞれの仕事の、部署の特性に沿って現場に必要な面積を算出して、例えば部長であっても、そんなに面積が必要ないという部長がいてもよいでしょうし、仕事における必要な面積を割り出して算出する考え方ではないかがでしょうか。

(会長)

大事な指摘だと思います。これは面積の数字というよりもそのような考え方ということだと思います。これにこれだけは必要だという面積があれば、ということだと思いますがいかがでしょう。

(事務局)

これは、およその規模を算出するためのものでありまして、資料の4ページに「基本計画等の作成の際には、改めて盛岡市としての事務室の面積の確保の基準を整理する」と書いておりまして、実情を踏まえた上での設計になると思いますので、今後いただいた御意見も踏まえて検討したいと思います。

(会長)

もしかしたら面積がなくなっている役職があつたりすると、それはそれで面白い目玉にもなるなと思いました。委員のお話は考え方として大事なことだと思います。

(委員)

今の段階で数字を出すのは難しいと思います。基本構想に必ず入れてほしいことが、すべての項目が見直す前提だということです。今の働き方や仕事のスタイルをベースにすると、

今はこのような書き方になると思いますが、スタイルやマインド、年齢構成やスキルが年々変わっていきます。分庁舎を集約したときに集約効果が期待されることもありますし、紙が多いとスペースを使います。デジタル化が進めばストック場所も少なくなります。自分たちのスペースを狭くするよりも、書庫のスペースを狭くするほうがよいということもあります。今後の働き方やスタイルを取り入れると変わってくると思いますので、エリア選定のためのコストの観点での必要な面積の算出と将来の検討結果を踏まえながらの実際のスペースのあり方と、二つの視点が必要かなと思います。面積の中に災害対策本部や交流の場のスペースが必要となれば、そういったものも加味しなければいけません。今あるものを残すというだけでなく、今あるものをスリムにし余った空間を別のものに使うという発想も入れてほしいと思います。

(会長)

数字の問題はなかなか読めない部分がありますので事務局の検討が前提となりますが、概念や空間の捉え方、今あるものとこれからのものの考え方などの意見をいただいたと思います。

(委員)

集約する部署について、今ある内丸分庁舎、若園町分庁舎、保健所庁舎は、使わなくなり、都南分庁舎と玉山分庁舎は支所という形で残るということによろしいでしょうか。

(事務局)

集約した後の考え方、分庁舎の使い方としては、アセットマネジメント（盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画）を進めるという取組をしております。老朽化した一部の建物につきましては、処分を考えるということがあります。ただし、保健所庁舎は今後の検討が必要となりますが、修繕して使っていくという考えもありますので、今後判断してまいりたいと思います。資料2ページに記載しておりますが、庁舎は段階的に、市庁舎、都南分庁舎、玉山分庁舎、保健所に機能集約するという方向性が出ておりますが、青山支所などの支所は機能を維持するということになるかと思いますが、アセットマネジメントの中で今後検討するということになります。

(事務局)

規模については、先ほど総務省基準のお話をいたしました。この基準は今使われていないものです。庁舎を建てる際に起債を発行するために総務省が設けた基準でございます。今は基準がありませんので、他市においてもこの基準を使って目安としているというものでございます。委員からお話がありましたが、基準どおり部長級は一般職員よりも9倍の面積が必要なのかとなりますが、職員アンケートをとりましても7倍くらいという結果がでておりますので、考え方として算定したというものです。今後基本設計をする際には、働き方な

どによって変わってくると思いますので、詰めていかなければなりません。また、今庁舎整備の元々の課題の中に、分散という課題がありました。集約という考え方で整理はしますが、都南分庁舎にしましても、今回、都南分庁舎にある教育委員会などは集約する前提で整理しますが、1階にある都南総合支所の窓口については、集約はしませんので、集約する一方で残すべき機能は残します。集約に伴って空いたスペースには、先ほども御意見をいただきましたが新たな機能を付加するという両睨みでの検討が必要と思っております。

(会長)

時間が過ぎておりますが、整備エリアについても、御意見をいただきたいと思っております。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

別添事務局説明要旨4のとおり説明

(会長)

事務局としても検討段階ということではありますが、項目や評価の仕方などについてのアドバイスをいただければと思います。御質問御意見があればお願いします。

(委員)

持続性などの話に関わることとして、どのエリアに立地するかによって、市税の大部分を占める固定資産税や都市計画税、それから民間投資を促すきっかけや地価に影響を及ぼすということがあります。どのエリアに立地すると今後どうなるのかということや、立地によっては市民サービスが考えられなくなるかもしれないということもあります。そういった比較を入れてほしいと思っております。

(会長)

項目として必要でしょうか。どれかに入れ込むのでしょうか。

(委員)

別項目として必要だと思います。関連する項目はあると思いますが、民間投資を促すのであれば経済効果ということでしょうけれども、別問題だと思っております。

(委員)

経済効果の考え方について、内部の取り合いであればあまり意味がありません。市外から市内に入る効果、市内から市外に出ていくデメリットという観点で経済効果を見ていく必要があると思います。また、市議会でも話が合ったようですが、実現可能性も大事です。建てられる要素がないのにその観点が無く他の評価項目が良いためそこを選んでしまった場合に、問題になってしまうこともあります。「D敷地・配置」と「E事業への影響」と予算の問題について、コスト面と実現性を区分けして再構築してもよいのではと思います。それから、比較方法において、何がプラス評価する軸で何がマイナス評価する軸になるのか、と

いったことを明確にしたほうがよいと思います。「Aまちづくりの影響」の2番目にある周辺環境への影響は何がプラス評価で、何がマイナス評価なのか、正直分かりません。将来のまちづくりの計画に合っているのはプラスで合っていないのがマイナスというのは分かります。この軸は何がプラスで何がマイナスかが明確に分かる議論をしていくとよいと思います。

(委員)

比較評価項目についてですが、「B市民利便性・交通アクセス」を見ると、交通アクセスのことしか書いていません。市民利便性とは交通アクセスだけなのか疑問に思います。例えば、美術館だったり市民がサービスを受ける市役所以外の建物だったり憩いの場がどれだけ近くにあるのかといったことが、市民利便性の要素としてあると思います。交通アクセスや駐車場はそのとおり大事ですが、周辺環境、施設、設備といった観点も加えてもよいと思いました。

(会長)

交通アクセスという訳でもなく、既存環境を生かすという観点ですね。

(委員)

Aのところですが、経済効果については大きなウェートを占めると思います。周辺への影響ということもありますし、例えば内丸の場合は岩手医大が移転し、人の通りが少なくなったことがはっきりしています。そういうことも考えると大きいです。それから、Dの敷地配置ですが、駐車場の問題が大きくなっていますが、例えば一つの意見として、内丸地区であれば県庁や警察署、県民会館などいろいろな施設がありますので、共同の駐車場を整備するという考え方はないのでしょうか。

(会長)

評価方法については、もう一行加えて、考え方を入れるということもありますよね。まずは、このようにいろいろな意見を出して整理できればと思います。

(委員)

資料4ページの比較評価イメージですが、例示では◎○△×や1から5があります。はっきりしていて分かりやすいですが、評価の理由を市民に示すこと、なぜ3か、なぜ2という評価になったのか、例えば、災害リスク・防災拠点性が5になったとすれば、その理由を箇条書きにして提示したほうが、伝わると思います。

(会長)

先ほども話がありましたが、まちづくりとは、どのようなあり方なのか分からないということもありましたので、そういったことも含めて数字なのか記号なのか、それに加えていけばということだと思います。

(委員)

Bの交通は、今現状の交通に対しての比較評価ではないと思います。バス路線は当然変更されるでしょうし、道路計画も変わると思います。今時点の評価では誤ってしまうと思いますので、直したなら直したなりに付随して変わっていくことも評価していく必要があると思います。直したことで、コストがかかることもコストで評価する必要もありますので、現時点でマイナスなことでもそれは必ずしもマイナスではなく、移したなら移した後の評価をして、そのためにコストがかかるならコストがマイナスになりますし、そうした置き換えをしていくことも考慮しなければならないと思います。土地取得においても、現状では盛岡駅西以外であれば取得しなければならないですが、盛岡駅西であれば駐車場との兼ね合いで別のコストがかかるとなれば、立地条件ではなくコストになると思いますので、現時点ではなく、実現した後のことをイメージした比較評価をするべきだと思います。

(会長)

それと、皆さんにお伺いしたいのですが、「Fその他」のシンボル性の部分ですが、これまでを振り返ると市民会議や有識者等懇話会でもシンボル性の意見が多くありました。一方で、評価として位置付けるのは難しいと思いつつ、シンボル性は理念として掲げるべきことかなとも思っています。とはいえ、場所を決めるのはこの評価項目だとすれば、シンボル性が消えてしまうのもどうかなとも思っています。皆さんどう判断されますか。

(委員)

今ある項目は、大項目、中項目というレベルのものと思っています。これに小項目が入れば、まちづくりの影響にシンボルが入ってくるのかなと思います。シンボルを目的に観光客が増えるという結びつきも考えられますので、経済効果となるかもしれませんが、シンボル以外にも皆さんから項目が挙がってくれば小項目の中に入ってくるものもあるのかなと思います。

(倉原委員)

シンボルという項目を作るのではなく、結果としてシンボルの評価も入るということですね。

(委員)

そのようなこともありますし、項目の作り方として、もう一つ下の項目ができてよいのではと思います。

(委員)

シンボル性は、市民会議から度々出るワードでしたが、新市庁舎が担うべきシンボル性とは果たして何かということを考える必要があると思います。すべての盛岡のシンボルを新市庁舎に求めるのではなく、例えば観光拠点となるセンターにシンボルをという考え方もあり

ます。盛岡のシンボルを新市庁舎に担わせるのは少し酷かもしれませんが、もしくは個々の要素として、すべての項目に入ってくるのかもしれませんが。AとBを選ばなければならないときに、選択そのものに盛岡らしさや、盛岡のコンセプトでまちづくりをするということや、落とし込むということも一つのシンボルになり得ると思いますので、シンボルという項目立てをしてもまとまりにくいと思います。

(委員)

今後のスケジュールの資料で、エリアが第6回まで続きますが、今日は評価基準の意見があり次回評価基準が定まったとして、エリアのことを考えるときに評価基準ができていないので、単純に点数化するだけだということを進めてしまうと、エリアの特徴がこぼれてしまうのではないかと考えています。細かく項目を立てても、出てきた皆さんの意見がどの項目にも当てはまらない、あるいは新しい項目が必要になるということも考えられます。評価基準を設定したとしても、新しい基準につながる発言が出てきたとしても、それはそれでよくて、意見を大切にしていだけるのか、項目に関してのみを考えるのかいかがでしょう。

(会長)

100%の評価項目ができるという訳ではなく、議論の中で項目を追加削除なり、より良くしていくという理解をしています。

(事務局)

基本的には、会長が仰ったとおりと考えてございます。今出ている項目についても細かいデータを入れていくという予定で、その中で過不足があれば御意見をいただきながら整理していきたいと思っています。

(事務局)

評価項目を仮設定して評価いただく中で、評価が難しいなということもでてくるかもしれませんが、新しい視点もでてくるかと存じます。事務局でこの項目に決めたからこれに沿ってということではなく、皆さんの考えにお任せしてよろしいかと思います。評価の仕方や選定までの進め方についても、御議論いただければと思います。

(委員)

それぞれの項目が、皆同じ評価でよいのかと思います。用地取得の可能性については、いくら評価しても、可能性がなければどうにもなりませんし、コストがかかることはお金がなければどうにもなりません。それから、評価を数字にする場合は、0はやめたほうがよく、最低でも1でよいと思います。

(会長)

評価の重みづけはありますよね。そのあたりは今後詰めていければと思います。では、スケジュールの話も出ましたので、資料7のスケジュールについて事務局から説明をお願いし

ます。

(事務局)

別添事務局説明要旨6のとおり説明

(会長)

ありがとうございます。このようにまだまだ議論が続きますので、貴重な御意見をいただきながら進めていければと思います。では、事務局にお返しします。

(進行)

次回の審議会日程を確認し終了

《別添事務局説明要旨 1》

資料1を御覧ください。資料については第1回分からとなっておりますが、2ページを御覧ください。前回、第2回の審議会についてまとめさせていただいております。既に審議内容の概要については、委員の皆様にもご確認いただいているところでありますので、説明は省略させていただきます。

なお、前回の審議会で、江戸川区における防災対応と、職員アンケートについて御質問がありましたので、参考資料として添付させていただきました。参考資料として後ろの方に付いている資料となっております。

江戸川区については、令和4年12月に公表されました、新庁舎の設計基本方針の概要版より抜粋させていただいた資料となります。江戸川区は盛岡と同じように川に囲まれた地形となっており、盛岡駅西エリアの場合と同様に3～5メートルの想定浸水区域内での庁舎整備を行う計画です。区全体で災害に強いまちづくりを行っており、この設計基本方針の本編では10ページにわたる災害対応に係る方針が明示されているところであります。庁舎については1階部分の浸水想定を行い、執務室を2階以上にあげているほか、免震装置、エネルギー関係機器なども上階に設置し、浸水対応を行う設計としているところであります。

次に職員アンケートについては、後程規模のところでもふれますが、職員からの自由記載では、整備エリアや会議室の不足などについて意見が寄せられているところであります。

次に(2)市議会への説明及び意見について説明いたします。

資料2を御覧ください。

7月18日に開会されました、盛岡市議会全員協議会での協議についてご報告いたします。提出されました資料につきましては、別紙2-1及び他市事例一覧となっております。第2回の審議会の開催状況や、今後の進め方について説明させていただいた上で、議員からの質問意見をいただきました。

主な意見といたしましては、防災について

- ・防災対策は重要であり、リスク分散の観点から、県庁との分散配置についても検討するべきである。
- ・整備エリアの比較評価項目については、優先順位があるべきで、防災対策など市役所でなければできないことを優先するべきである。

整備エリアについては

- ・実現可能性を含めて詳細に評価するためにも、エリア内の具体的な場所を示す必要がある。
- ・DXでは対応できない相談業務や福祉団体等との連携を考慮すると、市役所と関連機関は近接していたほうがよい。

・評価項目については、項目や評点の方法によって結果が変わるため、客観的な指標に基づいた、議員や市民による議論の積み重ねにより合意形成を図る必要がある。

機能については

・分庁舎のあり方については、整備場所と関連付けながら、市民の利便性という視点から検討すべきである。

今後の検討のあり方については

・旧都南村との合併協定書や3つの整備エリア候補になった経緯について、当該地域の住民のほか、それ以外の市民への説明が必要である。

・合併協定書を尊重しつつも、時代の変化に対応する柔軟さも必要である。

・公表しているスケジュールにこだわらず、整備エリアについて議論を尽くし、市民の合意形成を図る必要がある。

・若い世代やこれからの子供たちのために、将来の負担が少ない庁舎整備とすべきである。

等の意見が出されたものであります。

報告は以上でございます。

《別添事務局説明要旨2》

それではまず、1の現状について、資料3を御覧ください。まず本資料は事務局側の素案として作成したものとっております。基本構想として作成する形を想定しており、内容についてはこれまでの検討結果を基に整理しております。調査審議のポイントといたしましては、現状や課題について項目設定の適正性、分析内容や表現などについて審議願います。

今後の進め方としましては、審議いただいた事項を踏まえ、事務局で構成及び内容等の調整を行い、審議会の再確認をとっていくこととします。

内容に入ります。2ページ目を御覧ください。まず、1現市庁舎の現状について一覧にまとめました。竣工年、敷地等の面積、構造、耐震の状況、職員の状況などを記載しております。

次のページを御覧ください。2庁舎の配置を図で記載しております。

次に3整備の経緯として、それぞれの庁舎の整備、取得経緯を記載しております。

次に4庁舎の課題として、1市庁舎の老朽化、次のページに移りまして2分散、3狭隘、4防災機能の懸念、次のページに移りまして5駐車場の不足、6ユニバーサルデザインへの対応、次のページに移りまして維持管理費という項目で整理しており、それらを表にまとめたものを記載することとしております。各文章の下線部分が、検討会議の報告書以後に追加した文章となっております。御審議のほど、よろしく申し上げます。

《別添事務局説明要旨3》

それでは資料4を御覧ください。まず用語の定義といたしまして「理念」とは庁舎整備全体に係る基本コンセプトであり、新市庁舎に求められる姿を示すものとします。ただし、今回お示ししたのは、令和4年度に開催した市民会議において「こんな庁舎だったらいいな」というテーマのもと、5つのワーキンググループから出されたコンセプトをから、総合的に取りまとめ、素案として仮設定をしたものです。審議のポイントとしてはコンセプトの捉え方、ワードの使いなどについて、御審議をお願いします。

事務局で仮設定しました理念は、「幸せ創造のためのまちづくり拠点であり続ける庁舎」です。理念の設定理由としましては、市民が求める「幸せ」はそれぞれ異なるものですが、市は市民が幸せを実感し、その幸せを育んでいく役割を持っています。「幸せ」には、生活の豊さだけでなく、利便性や安全・安心といった意味も込められています。市庁舎は、そのための「拠点」として、多様な主体との協働・連携による、まちづくりのためのハブ（中心、よりどころ、つなぎ役、けん引役）として、時代が移り、社会が変化しても、将来にわたって（100年先も）持続していくことを意識した理念としました。

引き続き、次のページ基本方針と機能について、御覧ください。「基本方針」は「理念」を踏えたうえで、庁舎を整備するにあたっての基本的方向性を示すものとなり、「機能」は方向性ごとに想定される具体的な役割や機能、設備を例示するものと、定義しております。審議のポイントとしましては、方向性の捉え方、表現方法の過不足、修正、例示機能の過不足等を考えております。

「理念」「基本方針」「機能」については、今後の審議により修正など行うもの想定され、本日の審議会が最終の審議になるということではなく、今後も他の審議議題を検討する中で御意見をいただきながら調整していくものと考えております。

まず1つ目の基本方針として、「行政サービス拠点」、「多様な行政ニーズに対応し、誰もが安心して利用できる質の高い行政サービス拠点」、としまして国際基準の案内サインや点字付き案内板、車いすでも利用しやすい広さのエレベーター、これらはユニバーサルデザインによる設計ですね、プライバシーに配慮した相談ブース、書かない窓口、総合案内、などこれらは来庁者利便性の向上等を機能として想定しております。

2つ目が「防災拠点」、「あらゆる災害への対応、市民の安全安心を守る防災拠点、これに対応する機能」といたしまして、ちょっと順番が異なりますが、防災機能としての耐震や免震に対応した構造・設備、災害時機能としての自家発電装置や太陽光発電設備の配備、情報設備、情報通信設備が充実した災害対策本部災害時における官民が連携した情報発信機

能、などを想定しております。

3つ目がDX/GX拠点、「市民の多様なライフスタイルや職員の働き方に柔軟に対応したDX/GX(デジタルトランスフォーメーション/グリーントランスフォーメーション)の推進拠点」ということで、想定される機能としましては、順番が異なりますがインターネットによる手続きやリモート窓口などの市民サービスにおけるデジタル化対応、オープンフロア、フリーアドレスなどの職員の働き方におけるデジタル化対応等、これらに対して柔軟な対応ができる可変性や多様性を備えた機能、環境対応としましては、再生エネルギーや、自然環境を活用した庁舎管理、CLT(直交集成板)等の新技術の採用した木材の活用などの脱炭素化社会への取組を行うための機能を想定しています。

4つ目が、交流/情報拠点「多様な主体が交流し、情報が集まり、発信しながら、にぎわいにつながる交流・情報拠点」、想定される機能としましては、情報発信設備を取り入れた市民ステーション、市民が利用できる多目的ホール、ユニバーサルデザインを取り入れた議場、様々な場面にフレキシブルに使える空間、展望施設などを想定しています。

説明は以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

※(事務局補足説明)

若干補足いたします。あくまでもこれは素案、たたき台としてお示したしたものです。今日この場で決定というものではなく、いろんな意見をいただきながら持ち帰りまして、市役所庁内でも意見を聞きながら修正していくものでありますので、お含みおきいただきたいと存じます。また、基本方針につきましても、例えば、DXとGXが同じ項目でよいのかですとか、そういった御意見をいただきながら項目数も含め、また、資料には「想定される機能」を掲載しておりますが、すべてを盛り込めるわけではありませんが、不足するものもございまして、今日はぜひ多くの御意見をいただきまして持ち帰り、またその後に意見を踏まえて調整しますので調査審議いただきたいと存じます。

《別添事務局説明要旨4》

それでは資料5を御覧ください。新市庁舎の規模についてであります。集約する部署、駐車場の台数、用地面積などについて、規模算定の考え方を整理しております。審議のポイントとしましては、庁舎規模算定の考え方、集約する部署やテレワーク率などについて、また駐車場の設置について御審議をいただきたいと考えております。

まず庁舎の規模につきましては、令和4年度でも採用しておりました「総務省地方債同意等基準運用要綱」に基づいて、職員の人数をベースとした試算により算定する方法をとっております。ただし、総務省の基準については、デジタル化に係る発想が入っていなかった

り、盛岡の実情と異なっている部分もありますので、そうした部分について補正をかけていく形としております。

1の集約部署についてですが、課題の一つである「庁舎の分散」を解消し、市民の利便性や業務の効率性の向上が図られるよう、部署の集約を行うものとします。集約する部署を一覧で整理することとしており、今回の集約では都南分庁舎のうち、都市整備部のほか、教育委員会事務局などを集約することとして整理いたします。表につきましては、現在再チェック等をかけておりました、暫定のものとなっておりますので御了承願います。

2の職員数ですが、職員数については、人口や政策などにより変動が考えられ、将来の職員数を推定することは困難であることから、庁舎規模の算定に当たっては、令和5年4月1日時点における集約対象部署の職員数1578人(暫定値)をベースとして算定することとします。

次に3のテレワーク率の設定ですが、今後のデジタル化の推進や働き方の改革を進めることにより、執務スペースとしての建物のあり方も変化していくこととなり、テレワークの導入もその一つであります。常在職員の一定数が在宅勤務等になることで、事務スペースの縮小が可能となり、コンパクトな庁舎整備につながることとなりますので、庁舎の規模を算定するに当たり、一定のテレワーク率を当てはめることとするものです。アの設定の考え方ですが、5月に実施した各課及び職員アンケートの結果、現時点で可能と判断されるTW率を20%と算定。将来的には、今回算定された20%という数値に近づけること不可能ではありませんが、現状においてはテレワーク実施に係るシステム環境や職員の業務規定が十分に整備されていないため、今後実施のための環境整備や職員の意識改革も必要な状況にあること、また一方で、来庁者の利便性の向上を図るうえで、対面対応の重要性も考慮していくべきことなども踏まえ、現時点では10%と設定したものです。なお、あくまでも今回の構想策定段階の算定における設定でありますので、基本計画等の段階では、DX推進や働き方改革の進捗状況を踏まえ、TW率を精査することとなります。

次に4の職員1人当たり面積における換算率の補正についてですが、職員一人当たりの執務面積について、総務省の基準では、役職者には一般職員よりも広い執務面積が必要という前提のもと換算率が設定されていますが、例えば盛岡市では、部長級職員の執務室は打ち合わせスペースを含めた個室であります。同じ換算率である次長級職員の執務スペースは課長級以下の職員と同様に各課内に配置されているなど、総務省基準とは異なる状況にあることから、各課及び職員アンケート(令和5年5月実施)の結果を踏まえて、以下の表のとおり換算率を修正するものです。

次に5の会議室についてであります。現庁舎における課題の1つである会議室の不足について、今回の規模の算定においてはTWの推進と同様に、会議についてもオンライン化が

進むことなどを踏まえて、TW率を反映させておりますが、今後の基本計画などの策定においては、オンライン化の状況、庁舎内外の会議室の設置状況、利用状況について精査し、あらためて検討を行うこととします。なお、職員アンケートの実施状況と結果の概要は箱枠中の通りです。

6の規模の算定ですが、5までの条件を踏まえ、算出した結果は、次の表のとおりとなり、切り上げで約32,000㎡の延べ床面積が必要との結果となっております。今回集約する予定の庁舎の延べ床面積、これは将来的に庁舎としては活用しなくなる面積となりますが、その合計より490㎡ほど縮小となり、令和4年2月の報告書における、教育委員会事務局等を含めた算定結果よりは4300㎡ほど縮小しているものであります。

次に2の駐車場の規模についてですが、来客者駐車場台数については、現在精査を進めていますので、その結果に基づき、条例に定める附置義務台数を下回らないように設定します。またエリアによっては、既存駐車場の機能を維持する必要がある場合がありますので、その点については条件として明らかにしていきます。公用車の駐車場については123台と整理します。

次に必要面積について、庁舎の建物や駐車場の規模、建ぺい率や容積率などの建築条件を整理し、3つの広さで想定します。

①8,000㎡は庁舎及び駐車場を整備するのに最低限度必要となる面積。ただし、建物が一定程度高くなり、敷地内への付帯施設等の設置はできないものです。

②12,000㎡は建物の高さを抑制しつつ、庁舎及び駐車場を整備するのに必要となる面積。付帯施設等の設置には検討を要するものです。

③15,000㎡は建物の高さを抑制しつつ、庁舎及び駐車場を余裕をもって整備するのに必要となる面積。付帯施設等の設置についても対応が可能。

以上を庁舎の規模として整理するものです。審議のほど、よろしく願いいたします。

《別添事務局説明要旨5》

資料6を御覧ください。

本資料の位置付けとしては、エリアの選定方法の考え方、評価項目の例示となっております。

ポイントとしては評価方法、評価項目の適正性、評価点における重要度などについて、御審議いただきたいと思っております。なお、本日は時間も限られておりまいので、まず進め方や項目について、可能な限り審議いただき、次回以降で各エリアのデータ等を当てはめていきながら、検討を進める方としたいと考えております。

1 比較評価方法ですが、①庁舎の規模や必要機能等を考慮した「新市庁舎のボリューム

算定」と、②候補地の都市計画の位置付けや災害リスク・駐車台数検討等による「候補エリアの現況把握」を行い、各候補エリアの比較・評価を実施する。

・「新市庁舎のボリューム算定」により、建物形状・敷地配置による敷地ゾーニングや、建物の用途構成がわかる断面構成案を検討する。

・また、「候補エリアの現況把握」により、エリアの都市的な位置付けや周辺施設との連携を考慮するとともに、交通、災害などの影響も把握した計画とする。

・エリアごとに付加される整備条件を整理し、条件達成のために必要な項目、数値等を算出する。

という方法を想定しています。

次に比較項目ですが、各エリアで想定される要素をもとに、必要となる「調査・検討事項」を設定し、比較項目、調査検討事項において、「比較・評価方法」を抽出することによって、各整備エリアのポイントを明確にします。例示として出させていただいているのはA～Fまでの6つの大きな項目、それを構成する中項目、それぞれの調査・検討事項そして、比較・評価方法となっています。現在例示しています項目については、他市事例などを参考に、コンサルから提案をいただいた案に、先日議会から出された意見などを踏まえながら、市で作成したものとなっております。大きな項目としては、まちづくりへの影響、市民利便性 - 交通アクセス、災害リスク・防災拠点性敷地、配置事業への影響、その他としており、その他についてはシンボル性についてのみ入っております。まちづくりの中の経済的効果については、詐欺の議会での御意見を踏ま得ながら、設定しておりまいが、交通福セスト部分においても経済波及効果というものが加味されており、どのように整理するか検討が必要かと思われまます。

シンボル性という項目については、事前に会長とも協議させていただきましたが、これまでも市民会議、有識者等懇話会、審議会でも出てきているキーワードでもあり、エリアの検討要素に入れ込む必要性を検討すべきかどうか、新議院の皆さんにも考えていただきたいということになったものです。シンボル性ということについては、エリアに関わらず、発揮されるべきものでもあり、先ほど審議いただいた理念や方針にかかるものではありませんが、エリアによって特色ともなり得る要素もありますが、その場合に調査・検討事項や比較・評価方法をどのように設定するかが難しい部分もございます。この点についても御意見をいただければと思います。

次回以降はこれらの比較評価項目について、各エリアのデータを整理し、当てはめて行き、最後は次のページのような比較表で整理したいと考えております。また、各項目については重要度の設定ということも想定されますので、その点についても審議をお願いいたしま

す。現在、〇×あるいは点数方式が考えられるものとしておりますが、この点についてもどのように整理するについては、より分かりやすい形となるように検討をしていくこととしております。

《別添事務局説明要旨6》

資料7を御覧ください。今後のスケジュールについて説明いたします。

第4回以降につきましては、日程が決まっているところは記載しております。審議事項は当初の想定でございますので、今日審議いただきました理念や方針は、第4回以降に記載しておりませんが、今後の経過について次回以降も報告し審議いただきたいと存じます。予定としては、資料のとおりでございます。